

議案第 47 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1中

「

10	住民基本台帳の閲覧	1件につき	350円
11	個人番号カードの再交付	1件につき	800円
12	印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
13	印鑑登録証の交付	1件につき	350円
14	身分に関する証明	1通につき	350円

」

を

「

10	住民基本台帳の閲覧	1件につき	350円
11	印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
12	印鑑登録証の交付	1件につき	350円
13	身分に関する証明	1通につき	350円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 47 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例から「個人番号カードの再交付に係る手数料」の額を定める規定を削除しようとするものです。